

## 「ふじみ☆ふわっぴー絵本」ストーリー募集要項（案）

富士見市（以下、「市」という。）の子どもたちに、絵本を通じて幼児期から市に親しみを感じてもらうため、市制施行50周年を記念して、絵本を作製します。絵本の作製にあたり、下記のとおりストーリーを募集します。

### 1 募集内容

ストーリーの軸となるテーマとプロットを募集します。採用されたテーマ・プロットを基に、絵本を作製します。

#### 【テーマ・プロットとは】

- (1) テーマ… 作品全体で表現したい内容のこと。
- (2) プロット… ストーリーの起承転結をまとめた要約のこと。

### 2 募集条件

次の条件をすべて満たすものとしてください。

- ・対象は3歳から5歳。
- ・市マスコットキャラクター「ふわっぴー」を主人公とし、市を舞台とします。



前 面



背 面

#### 【ふわっぴーのプロフィール】

富士見市で生まれ育った地元っ子の、かわいらしい4歳の双子の兄妹で、名前は2人そろって「ふわっぴー」です。

地元産の夏のみずみずしいナシ（梨）を食べるのが大好きで、市内の恵まれた自然の中で遊んだり、取れたての野菜で友達とバーベキューをしたり、元気な笑顔で楽しい毎日を過ごしています。

市内のいろいろな場所から見える富士山が、ふわっぴーのトレードマークとして頭の上にあります。おなかの星にさわると願いがかなうという噂です。

### 3 応募受付期間

令和3年11月1日（月）から11月30日（火）当日必着

※持参の場合は、11月30日（火）午後5時15分まで

#### 4 応募資格

どなたでも応募可能です。ただし、応募時点で20歳未満の方は、保護者の同意書（原本）の提出（郵送・持参）が必要です。

#### 5 応募規定

- (1) 応募は一人1点までとします。
- (2) 自作未発表、かつ、他のコンクール等に応募していないものに限りです。
- (3) 応募するテーマ・プロットが第三者の著作権及び知的財産権を侵害しないものに限りです。

#### 6 選考対象外

次の応募は、選考の対象としません。

- (1) 応募規定外のもの
- (2) 人権侵害にあたるもの
- (3) 政治、宗教に関わるもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 差別を助長するような内容や、差別的な表現を含むもの
- (6) 本事業の目的にふさわしくないと判断されたもの

#### 7 応募方法

応募用紙及び応募票を、郵送・メールまたは持参により、「13 応募先（問い合わせ先）」まで提出してください。なお、応募のために要する送料等は応募者の負担となります。

※応募用紙及び応募票は市内公共施設のほか、市ホームページの「市制施行50周年記念ふじみ☆ふわっぴー絵本のストーリーを募集します！」からもダウンロードできます。

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/shisei/03sisaku/shiseiseko\\_50/koubo/ehon.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/shisei/03sisaku/shiseiseko_50/koubo/ehon.html)

#### 8 選考方法

大学、保育所、図書館、絵本に関わる市民の方等により組織された絵本選考委員会による選考を経て、採用作品を決定します。

#### 9 副賞

採用された方には、製本された絵本及び副賞を贈呈します。

#### 10 スケジュール

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 応募期間   | 令和3年11月1日（月）から11月30日（火） |
| (2) 採用作品選考 | 令和3年12月上旬から令和4年1月中旬ごろ   |
| (3) 採用作品決定 | 令和4年4月ごろ                |
| (4) 絵本完成発表 | 令和5年2月下旬ごろ              |

※広報富士見3月号（令和5年）及び市ホームページでの公表を予定しております。

※選考に関する問い合わせには一切応じられません。

## 1.1 作製・配布

採用作品を基に絵本を作製し、市内保育施設、教育施設等に配布します。また、市役所等の窓口で販売します。

## 1.2 その他

- (1) 応募作品は返却しません。
- (2) 作製した絵本を展示及び閲覧に供することがあります。
- (3) 応募作品の送付、選考中に被った紛失、破損等、その他一切のトラブル（応募作品に対して知的財産権を有する者からの損害賠償請求等の法的請求を含む。）について市は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び二次的著作物に係る権利は市に帰属します。
- (5) 第三者の著作権等の知的財産権を侵害しないものとし、これに反すると判明した場合には、選考結果の発表後であっても採用を取り消し、副賞等を返還いただくことがあります。
- (6) 応募票等にご記入いただいた個人情報は、本事業の目的以外には使用いたしません。

## 1.3 応募先（問い合わせ先）

富士見市役所シティプロモーション課 「ふじみ☆ふわっぴー絵本」担当

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

TEL：049-256-7894（直通）

Mail：[promotion@city.fujimi.saitama.jp](mailto:promotion@city.fujimi.saitama.jp)

「ふじみ☆ふわっぴー絵本」ストーリー募集 Q & A

1	「テーマ」、「プロット」ではなく、「ストーリー全体」の応募はできますか。	「ストーリー全体」での応募は受け付けておりません。
2	「テーマ」、「プロット」と併せて、絵本の原画を応募してもいいですか。	絵本の原画の応募は受け付けておりません。
3	普通郵便で発送してもよいですか。	普通郵便で発送された場合は、郵送中の紛失などの事故について、市は一切の責任を負いません。可能な限り到着の確認ができる配達方法をご利用ください。
4	電子データで作品を応募してもいいですか。	電子メールでの応募も受け付けますので、募集要項の「13 応募先（問い合わせ先）」に記載されたメールアドレス宛に送信してください。
5	ペンネームでの応募はできますか。	ペンネームでの応募も受け付けますが、必ず応募票に本名も併せてご記載ください。
6	応募作品は返却されますか。	応募作品の返却は行いません。
7	ふわっぴーのプロフィールやデザインを知りたい。	富士見市ホームページ「ふわっぴーのひろば」をご覧ください。 <a href="https://www.city.fujimi.saitama.jp/miru_tanoshimu/fuwappy/index.html">https://www.city.fujimi.saitama.jp/miru_tanoshimu/fuwappy/index.html</a>
8	ふわっぴーのお友達を登場させてもよいですか。	問題ありません。ただし、他の自治体などのキャラクターの登場は不可とします。
9	ふわっぴーの家族を登場させてもよいですか。	ふわっぴーの家族を登場させることはできません。